

平成24年6月18日

外務大臣様 }
防衛大臣様 } (各通)

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町10-52
国 際 課

米軍機の低空飛行訓練の中止等について（要請）

本県では、中国山地で米軍機と思われる航空機の低空飛行訓練に関する目撃情報が相次いでいるため、市町等から提供された目撃情報を取りまとめ、その集約結果を付して、貴職に対し、低空飛行訓練の中止等の措置を、平成9年度以降繰り返し要請しているところです。

こうした現状を改善していくため、本県の状況を十分ご理解いただいた上、速やかに、次の項目についての措置を講じられるよう、米軍等の関係機関に申し入れることを、強く要請します。

1 米軍機による低空飛行訓練等の中止

平成23年度においては、目撃実日数232日、目撃件数2,048件となっており、平成9年に情報を取り始めて以来、最多の目撃情報が寄せられています。

また、平成11年1月14日の日米合同委員会での合意により訓練の実施が限定的となっている週末や休日における目撃実日数も36日、目撃件数は117件あり、合意が遵守されているとは言い難い状況にあります。

実態が明らかにされないまま日々繰り返される米軍機の低空飛行訓練によって、激しい騒音被害が平穏な生活を乱しているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識の上、次の措置を講じてください。

- ① 米軍機の低空飛行訓練及びそれに伴う騒音被害の実態を明らかにすること。
特に、騒音被害については、国において、低空飛行訓練による住民からの苦情が多い地域への騒音測定器等の設置による調査体制を整備し、測定データを公表すること。
- ② 県民が生活している地域での低空飛行訓練を行わないよう措置すること。
- ③ 米軍機の飛行（低空飛行訓練を含む）については、航空法第81条が適用されるよう措置すること。

2 在日米軍再編計画に基づく米空母艦載機等の岩国基地移駐に伴う、低空飛行訓練や事件・事故の増加に対する不安の払拭について必要な措置

今後、平成18年5月に閣議決定された在日米軍再編計画に基づき、米空母艦載機等が岩国に移駐すれば、岩国基地の航空機数は我が国で最大級となり、騒音被害や事故発生の危険性の増大、中国山地における低空飛行訓練の増加、駐留隊員の増加に伴う事件の発生など本県への多大な影響が懸念されています。

このため、県民の不安が払拭されるよう、速やかに次の措置を講じてください。

- ① 安全対策の徹底と米軍機の低空飛行訓練等の中止措置を講ずること。
- ② 米海兵隊員による事件・事故が発生することのないよう、米軍人等の教育訓練の徹底と厳正なる綱紀粛正を米国側に申し入れること。

3 空母艦載機離着陸訓練施設について

空母艦載機離着陸訓練については、訓練による騒音被害等、地元住民に多大な影響を与えることとなり、本県としては、容認することはできません。

- ① 恒常的な空母艦載機離着陸訓練施設については、広島県内あるいは瀬戸内海地域に建設することは容認できないこと。
- ② 米空母艦載機の離着陸訓練（FCLP）及び夜間離着陸訓練（NLP）について、岩国基地で実施しないこと及び硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないよう米側に求めること。

4 オスプレイの先行搬入等について ※防衛省のみ

垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの沖縄配備に先立つ岩国基地への先行搬入及び、配備後の岩国基地での訓練活動等については、県民が大きな懸念を抱いています。このため、次の事項に関して、速やかに本県に対して詳細な説明を行うよう要請します。

- ① 垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの安全性、特に、モロッコ及び米国フロリダ州で発生した墜落事故に関する詳細な調査結果
- ② 岩国基地への先行搬入に係る事項
 - ・ 時期、一時駐機期間
 - ・ 確認飛行ルート、特に離発着ルート及び騒音の影響・対策
 - ・ 人為的ミス防止等の安全確保対策 等
- ③ 配備後の岩国基地での訓練活動等に係る詳細事項
 - ・ 訓練活動等の頻度
 - ・ 訓練飛行ルート、特に離発着ルート及び騒音の影響・対策
 - ・ 人為的ミス防止等の安全確保対策 等

本県では、1994年以降、県北地域を中心として米軍機とみられる低空飛行訓練が激しさを増しており、地域住民は、日々、爆音や事故等の不安に悩まされています。

このため、本県は、県民の不安の解消と安全確保の見地から、外務省及び防衛省に対し、訓練中止の措置等を繰り返し要請してきました。

また、大使閣下（貴職※司令官宛）に対し、2000年6月（2008年5月※司令官宛）から、目撃情報の集約結果を付して低空飛行訓練等に対し要請文を送付しているところです。

大使閣下（貴職※司令官宛）におかれては、こうした現状を改善していくため、本県の状況を十分ご理解いただいた上、速やかに、次の項目についての適切な措置を講じられるよう強く要請します。

1 低空飛行訓練の中止について

平成23年度においては、目撃実日数232日、目撃件数2,048件と、平成9年に情報を取り始めて以来、最多の目撃情報が寄せられております。

また、平成11年1月14日に日米合同委員会での合意により訓練の実施が限定的となった週末や休日における目撃実日数も36日、目撃件数は117件あり、合意が遵守されているとは言い難い状況にあります。

大使閣下（貴職※司令官宛）におかれては、実態が明らかにされないまま日々繰り返される米軍機の低空飛行訓練によって、激しい騒音被害が平穏な生活を乱しているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識の上、米軍機等の安全管理の徹底及び県民が生活している地域での低空飛行訓練を行わないよう措置するとともに、日米合意を誠実かつ厳格に遵守するよう、強く要請します。

2 在日米軍再編計画に基づく岩国基地移駐への懸念について

今後、2006年5月に閣議決定された在日米軍再編計画に基づき、米空母艦載機等が岩国に移駐すれば、岩国基地の航空機数は我が国で最大級となり、騒音被害や事故発生危険性の増大、中国山地における低空飛行訓練の増加など、駐留隊員の増加に伴う事件の発生など本県への多大な影響が懸念されております。

県民の不安が払拭されるよう、安全対策の徹底と米軍機の低空飛行訓練等の中止措置を講じるよう、強く申し入れます。

併せて、米海兵隊員による事件が発生することのないよう、米軍人等の教育訓練の徹底と厳正なる綱紀粛正に真摯に取り組むことを、改めて要請します。

（また、日米地位協定のあり方についても、抜本的な見直しがなされるよう、強く要請します。※大使宛のみ）

3 空母艦載機離着陸訓練施設等について

恒常的な空母艦載機離発着訓練施設については、広島県内あるいは瀬戸内海地域に建設することは容認できない旨をここに改めて表明いたします。

また、米空母艦載機の離着陸訓練（FCLP）及び夜間離着陸訓練（NLP）において、岩国基地で実施しないこと及び硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないよう要請します。

4 オスプレイの先行搬入等について

垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの沖縄配備に先立つ岩国基地への先行搬入及び、配備後の岩国基地での訓練活動等については、県民が大きな懸念を抱いています。このため、次の事項に関して、速やかに本県に対して詳細な説明を行うよう日本政府に要請をしていますので、大使閣下（貴職※司令官宛）におかれては、日本政府への積極的な情報提供を強く要請します。

- ① 垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの安全性、特に、モロッコ米国フロリダ州で発生した墜落事故に関する詳細な調査結果
- ② 岩国基地への先行搬入に係る事項
 - ・ 時期、一時駐機期間
 - ・ 確認飛行ルート、特に離発着ルート及び騒音の影響・対策
 - ・ 人為的ミス防止等の安全確保対策 等
- ③ 配備後の岩国基地での訓練活動等に係る詳細事項
 - ・ 訓練活動等の頻度
 - ・ 訓練飛行ルート、特に離発着ルート及び騒音の影響・対策
 - ・ 人為的ミス防止等の安全確保対策 等

2012年6月18日

アメリカ合衆国

駐日本国特命全権大使 ジョン・V・ルース 閣下
米海兵隊

岩国航空基地司令官 ジェームズ・C・スチュワート大佐 様 } (各通)

日本国 広島県知事 湯崎 英彦